

○豊中市伊丹市クリーンランド公平委員会事務局規程

制定 平成19年3月30日 公平委規程第1号

(事務局の設置)

第1条 豊中市伊丹市クリーンランド公平委員会（以下「委員会」という。）の権限に属する事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

(職員)

第2条 事務局に事務局長及び書記を置く。

2 事務局長は、委員長の命を受けて委員会の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 事務局長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名した書記がその職務を代理する。

4 書記は、事務局長の命を受けて事務に従事する。

(決裁)

第3条 起案文書は、すべて事務局長を経て委員長の決裁を受けなければならない。ただし、次の事項は事務局長が専決することができる。

(1) 書記の出張及び時間外勤務に関すること。

(2) 書記の休暇、早退、遅参、欠勤等の承認に関すること。

(3) 定例又は軽易な文書の処理に関すること。

(文書の処理及び保存)

第4条 文書の処理、編さん及び保存については、豊中市伊丹市クリーンランド行政文書管理規則（平成19年組合規則第7号）を準用する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。